る。しかもそれは五錢を一年間に換算してのことであつて、毎年昇給して行くのではなく、或る期間が經過して準工から本工に昇格するときに昇給するに過ぎないのである。それ故、昇給制度の確立が嘆願條項の一つとなつてゐる。

次に以上の基本給及び手當の外に特別歩增制度なるものがある。この制度は特別の作業に從事する者に適用されるのであるが、假りに同じ特別の作業に從事する者でも、入職年度の相違によつて、その率が相違して居り、ために、この不均衡は相當勞働者を刺戟して、今回の紛議の發端も實はこれに根ざしてゐるのである。その率を示せば次の如くであり、しかも、この制度の適用を受けてゐる勞働者の割合は總數の約三割程度に過ぎない樣である。

特別歩增の支給率

昭和六年以前の入職者	三割五分
昭和七年―九年の入職者	一割五分
昭和十年以後の入職者	一割